（登録検査等事業者等規則の一部改正）

第五条　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（帳簿等） **第二十二条**　登録検査等事業者等は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類（第三項において「帳簿等」という。）を、検査又は点検を行う事業所に備え付け、帳簿の使用を終わった日、第十八条の交付の日又は前条の通知の日から六年間保存しなければならない。 ［一　略］ 二　点検のみを行った場合　次のイからチまでに掲げる事項を記載した帳簿又は前条の点検結果通知書の写し イ　点検を行った無線設備等に係る無線局の種別並びに識別信号及び免許の番号（包括免許に係る特定無線局にあっては、包括免許の番号及び特定無線局の番号）、予備免許通知書の番号又は変更許可通知書の番号 ［ロ～チ　略］ ［2・3　略］ **別表第八号**　点検結果通知書の様式（第21条関係） 法第10条第２項、第18条第２項及び第73条第４項の点検を依頼した者宛て通知する登録点検結果通知書（総合通信局長が、この様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） （１枚目） ［様式略］ ［注１・２　略］ ３　法第10条第２項の規定による点検の場合は、予備免許通知書の番号を記載すること。 ［４・５　略］ ［（２枚目）～（４枚目）　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（帳簿等） **第二十二条**　［同上］ ［一　同上］ 二　［同上］ イ　点検を行った無線設備等に係る無線局の種別並びに識別信号及び免許の番号（包括免許に係る特定無線局にあっては、包括免許の番号及び特定無線局の番号）、予備免許の番号又は許可の番号 ［ロ～チ　同上］ ［2・3　同上］ **別表第八号**　点検結果通知書の様式（第21条関係） ［同左］ （１枚目） ［様式同左］ ［注１・２　同左］ ３　法第10条第２項の規定による点検の場合は、予備免許番号を記載すること。 ［４・５　同左］ ［（２枚目）～（４枚目）　同左］

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙については、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して使用することができる。

２　この省令の施行の際現に免許を受けている九〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則の規定にかかわらず、当該簡易無線局の免許の有効期間の間は、なお従前の例によることができる。

３　この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の証明規則第二条第一項第四号の無線設備に係る技術基準適合証明又は工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

４　この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の証明規則第二条第一項第四号に掲げる特定無線設備に係る表示は、なお従前の例による。